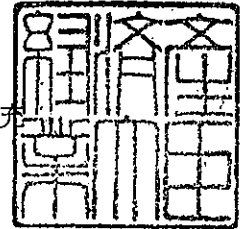


経 済 産 業 省

20140509 資 第 9 号
平成 26 年 5 月 19 日

福島県知事 佐藤 雄平 殿

経済産業大臣 茂木 敏夫



地下水バイパス計画の実施及び廃炉に向けた取組についての緊急申入れについて

平成 26 年 4 月 25 日に提出された上記の件については、下記のとおり回答いたします。

記

1. 地下水バイパス計画について

(1) について

地下水バイパスの排出運用目標及び運用方法については、これまでの説明会等において御説明してきたとおりであり、国としても東京電力に対し、これらを厳重に遵守するよう指導していきます。また、水質分析結果が運用目標等を超過した場合の対応についても明文化し、その厳守を指導します。

東京電力による測定結果の確認のため、東京電力と資本関係のない複数の分析機関が、排出前の水質分析を行い、また、これら分析機関及び独立行政法人日本原子力研究開発機構が定期的に詳細な水質分析を行います。また、地下水の排出の際に誤った操作が行われないよう、国の廃炉・汚染水対策チーム廃炉・汚染水対策現地事務所職員が、適宜、排出作業に立ち会うこととします。

(2) について

地下水バイパスの実施に当たっては、福島第一原子力発電所の原子炉建屋周辺の土壌の水位を継続的に観測し、福島第一原子力発電所の原子炉建屋内の滞留水の水位が、周辺の土壌の水位よりも常に低く保たれるよう、水位差を確保しつつ運用することとしています。国としても東京電力に対し、この運用方法を厳重に遵守するよう指導していきます。

(3) について

地下水バイパスを含め、福島第一原子力発電所事故により、漁獲物が風評被害を受けることのないよう、以下の取組を始め、国内外への積極的な広報・情報発信を行ってまいります。

- ① マスメディアを通じた海洋モニタリング結果の周知依頼
- ② 東京電力や福島県等が行う海洋モニタリングの結果について、原子力規制庁による一元的な評価を毎週実施
- ③ 水産物の調査結果等に関する消費者、流通業者や国内外の報道機関への説明会の開催
- ④ 国際原子力機関に対する包括的な形での情報提供

2. 廃炉・汚染水対策について

(1) について

福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水対策は、国内外の叡智を結集し、世界に開かれた形で取り組んでいくことが必要です。これまでも、汚染水対策や燃料デブリの取り出し方法について、技術研究組合国際廃炉研究開発機構を通じた公募により、多くの技術情報を国内外から集めたところですが、今後も、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の運営の工夫等も通じて、国内外の叡智を結集し、廃炉・汚染水対策の着実な実施に向けて、引き続き全力で取り組めます。

(2) について

より高性能な多核種除去設備については、本年度中のできるだけ早い時期の運用開始を図りますが、その際にはこれまでの既存設備のトラブルで得られた知見を確実に反映してまいります。

(3) について

国としては、平成25年9月に「廃炉・汚染水対策現地事務所」を設置し、現場で日々発生する様々な問題点等を把握するとともに、「廃炉・汚染水対策現地調整会議」において、廃炉や汚染水問題に関する課題について、現場の意見を吸い上げ、きめ細かい対応策の検討や工程管理等を行っています。

廃炉・汚染水対策現地事務所職員は、トラブル発生時だけでなく、定期的に福島第一原子力発電所に赴き、現場の確認や、必要な対応の指導等を行っています。今後は、問題点への対策を他分野に横展開することで、類似トラブルの防止に一層努めると共に、東京電力に指導した内容の進捗状況の確認を強化していきます。